

介護保険法及び各種基準の遵守について

(1) 各種変更届

ア) 介護給付費算定関係

サービス種類	必要書類
全サービス共通	①変更届出書 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④運営規定・重要事項説明書（変更がある場合） ⑤各種資格・研修要件に関する修了証書 等
認知症対応型通所介護	①サービス提供体制強化加算に関する届出書 ②サービス提供体制強化加算に関する確認書 ③勤務形態一覧表
小規模多機能型居宅介護	①サービス提供体制強化加算に関する届出書 ②サービス提供体制強化加算に関する確認書 ③勤務形態一覧表
認知症対応型共同生活介護	①サービス提供体制強化加算に関する届出書 ②サービス提供体制強化加算に関する確認書 ③認知症専門ケア加算に係る確認書 ④勤務形態一覧表
地域密着型 特定施設入居者生活介護	①夜勤看護体制加算に係る届出書 ②勤務形態一覧表
地域密着型 介護老人福祉施設	①栄養マネジメントに関する届出書 ②サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書 ③サービス提供体制強化加算に関する確認書 ④日常生活継続支援加算に係る確認書 ⑤看護体制加算に係る届出書 ⑥看取り介護体制に係る届出書 ⑦認知症専門ケア加算に係る確認書 ⑧夜勤職員配置加算に係る確認書 ⑨勤務形態一覧表

※ サービス提供体制強化加算に係る職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いる。

ただし、平成 21 年度においてはすべての事業所及び平成 22 年度以降においては前年度の実績が 6 ヶ月に満たない事業所の場合、届出日の属する月の前 3 ヶ月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。そして、届出月以降も毎月所定の割合を記録し、下回った場合は届出を要する。

提出〆切

- ・(介護予防)認知症対応型通所介護事業所
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所

届出が毎月15日以前になされた場合	翌月から算定可
届出が毎月16日以降になされた場合	翌々月から算定可

- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用含む)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

届出が受理された日が属する月の翌月から算定可
届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定可

イ) 介護給付費算定関係以外

- ①変更届出書
- ②運営規定・重要事項説明書(変更がある場合)
- ③各種資格・研修要件に関する修了証書等
(詳細は別紙「変更届出書の主な添付書類」参照)

※ 変更があったときから10日以内に届出が必要。

※ 運営規定における「文言の変更」等軽微な変更については、届出は不要。

(2) 事業の休止・廃止の届出

介護保険法改正に伴い、事業の休止・廃止が事後届出制から事前届出制になっています。また、介護保険法に基づき、事業の休止・廃止時又は指定辞退時の利用者に対して、事業者には継続的なサービス提供のための便宜提供が義務付けられています。(他事業所の紹介や介護支援専門員・他事業者との連絡調整等)

改正前：休止・廃止後10日以内に届出

改正後：休止・廃止予定日の1月前までに届出

(3) 認知症介護等研修(管理者研修)

八戸市では、青森県が実施する管理者研修が年1回しかないことを考慮し、認知症介護実践者研修受講済であれば、直近の管理者研修受講を前提として、例外的に管理者となることを可としています(地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設を除く)。しかし、これは人員基準に抵触していることに変わりはないので、標記研修を未受講のまま平成18年度以降に管理者に就任した方は、受講申込を要します。研修受講申込の確認が取れない場合は人員基準違反とします。なお、この取扱は例外的なものであることから、毎年のように管理者が変更となり、研修未受講者が管理者になることは不適切です。

(4) 事故報告

事故等が発生した場合は、事故報告書・対応終了報告書（又は終息報告書）の提出を忘れずに行ってください。

(5) 運営推進会議

○平成 22 年 4 月 30 日付け青高保第 232 号で青森県健康福祉部長から通知された「青森県地域密着型サービス外部評価実施要領」の一部改正について」で示されたように、外部評価の隔年実施を適用するためには、運営推進会議に市町村職員等が毎回必ず出席していることが要件とされました。過去に外部評価を 5 年間継続して実施している事業所については、今年度から市町村職員等が毎回出席することとしています。

○運営推進会議報告書は会議終了後 1 か月以内に提出してください。

(FAX による提出可、会議資料提出は任意)

(6) 自己評価・外部評価

評価確定後、「自己評価・外部評価等結果提出届」様式を用いて①自己評価、②外部評価、③目標達成計画を添付し、速やかに提出してください。

(7) 外部評価・情報公表制度に対する市町村の関係

<情報公表制度の根拠規定>

介護保険法 第 115 条の 35 第 1 項

介護サービス事業者は、・・・(略)・・・その提供する介護サービスに係る介護サービス情報を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

介護保険法 第 115 条の 35 第 2 項

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、・・・(略)・・・調査を行うものとする。

介護保険法 第 115 条の 35 第 3 項

都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、・・・(略)・・・公表しなければならない。

<自己評価・外部評価の根拠規定>

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 97 条第 7 項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 第 3 4 (4) ④

同条（基準第 97 条）第 7 項は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常に

その提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の改善を図らなければならないことを規定したものである。

※小規模多機能型居宅介護も同様の規定あり。

<指導・監査の根拠規定>

介護保険法 第78条の7第1項

市長村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者・・・(略)・・・に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提出を命じ、・・・(略)・・・出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、・・・(略)・・・立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

上記のとおり、外部評価や情報公表制度と指導・監査で実施主体が異なっています。従って、市町村で外部評価や情報公表制度の実施方法や料金について決定しているものではありません。また、青森県や指定調査機関から市町村に対して調査項目、調査内容、作成方法に関する情報提供もなされておりません。

(8)八戸市独自の人員基準（認知症対応型共同生活介護）

ア) 夜勤体制について

○国の基準

基準第90条第1項において「当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行わせるために必要な数以上」と規定。

しかし、解釈通知においては、「夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（夜勤職員）は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができるが、同時に職務に従事することができるのは、最大でも2つの共同生活住居に限られる」とされており、

1ユニット	夜勤者1人	} で可
2ユニット	夜勤者1人	
3ユニット	夜勤者2人	

となっているが、複数ユニットの夜勤者の負担が大きいと判断。

○八戸市の独自基準

基準どおり、ユニットごとに夜勤者を配置し、以下のとおり規定。

1ユニット	夜勤者1名以上（宿直は不可）
2ユニット	夜勤者2名以上（夜勤1＋宿直1は不可）
3ユニット	夜勤者3名以上（夜勤2＋宿直1または夜勤1＋宿直2は不可）

イ) 夜勤における休憩時間の設定について

○国の基準

労働基準法では、勤務時間が6時間で45分以上、8時間で1時間以上の休憩時間を設定することは義務付けているが、休憩時間の上限はない。

となっているが、休憩時間をいくらでも多く設定できるとすれば、実質的に夜勤体制を取っているとさえ言えないという観点から、夜勤の勤務時間帯における休憩時間の上限を設定。

○八戸市の独自基準

6 時間以上 8 時間未満の場合	休憩 1 時間
8 時間以上 1 4 時間未満の場合	休憩 1 時間 4 5 分
1 4 時間以上 1 6 時間未満の場合	休憩 2 時間
1 6 時間以上の場合	休憩 2 時間 4 5 分



労働基準法で定める休憩時間 各 G H が設定する休憩時間 八戸市基準
 で夜勤者の休憩時間を設定すること。

ウ) 非常勤の計画作成担当者の勤務時間について

○国の基準

- ・計画作成担当者の常勤・非常勤は問わない。
- ・非常勤の場合は、「利用者の日常の変化を把握するに足る時間の勤務は少なくとも必要(平成 1 8 年 5 月 2 日付け厚生労働省事務連絡より)」

とされているのみで、具体的な時間数は定められていない。

○八戸市の独自基準

非常勤の計画作成担当者を配置する場合は、週 3 0 時間以上の勤務時間を確保すること

(9) 認知症の確認 (認知症対応型通所介護)

平成 22 年 7 月 30 日付け 介護保険最新情報 Vol. 155 (厚生労働省老健局振興課)

「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について

「介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート(「早期に対応が可能なもの」に関する対応)」 VI その他 (14) 認知症対応型通所介護の利用者について

認知症対応型通所介護の利用者については、医師の診断書等の画一的な取り扱いで確認を求めるものではないが、サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討・確認されたい。

当市では、認知症対応型通所介護事業者は情報提供を受けられないことから、利用に当たって主治医の診断書等を求める方法のほかに、情報提供で主治医意見書を入手できる担当ケアマネージャーが作成する「指定認知症対応型通所介護の利用のための情報提供書」で認知症確認の根拠書類としてきました。

しかしながら、主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度が「自立」の場合には、別途医師の診断書を入手することになり、費用負担がかかることから、ケアマネージャーが医師から聞き取りして認知症があると確認し、サービス担当者会議で必要性・利用目的を検討・確認した場合には、「指定認知症対応型通所介護の利用のための情報提供書」とサービス担当者会議の記録等と併せることにより認知症の根拠書類として認め、利用を可能とします。

人員・設備・運営基準

介護保険法 第 78 条の 4 第 1 項

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

介護保険法 第 78 条の 4 第 2 項

前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

介護保険法 第 78 条の 4 第 7 項

指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 1 条

指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法第 78 条の 4 第 1 項の基準及び員数並びに同条第 2 項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 第 1-1

基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

<基準・解釈通知等>

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号)

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号)

○「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について

(平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331006 号・老振発第 0331006 号・老老発第 0331019 号)

○営利法人運営の事業所用 指導・監査様式 (八戸市 HP に掲出)

介護報酬基準

介護保険法 第 42 条の 2 第 2 項

指定地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 1 夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護 …(略)・・
- 2 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 …(略)・・

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

介護保険法第 42 条の 2 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。 …(略)・・

<基準・解釈通知等>

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 126 号)

○指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 128 号)

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)

○各種加算等自己点検シート (八戸市 HP に掲出)

○報酬加算・減算適用要件等一覧 (八戸市 HP に掲出)

○介護サービス関係 Q&A 集 (八戸市 HP に掲出)

指導・監査

サービスの質の確保と向上、尊厳の保持、高齢者虐待防止、適正な介護報酬請求の観点から事業所において、関係書類を基に実地に指導を行うものです。実地指導の際に著しい人員基準違反が認められる、報酬請求が不正かつ悪質と認められる等の場合は監査へ変更します。

<人員・設備・運営基準に関する指摘事項>

- ・ サービス担当者会議の参加状況が不明確である。
- ・ 介護計画の説明、同意、交付を行っていない場合がある。
- ・ 計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画の説明、同意、交付を行っていない。
- ・ 介護計画において利用者ごとに「多様な活動」や「具体的なサービス内容」が記載されていない。
- ・ 介護計画に計画作成担当者名及び計画作成年月日の記載がない。
- ・ 運営規定と重要事項説明書が整合していない。(通常の事業の実施地域、職員体制、休業日、サービス提供時間)
- ・ 運営規定の掲示が行われていない。改正前の運営規定の掲示を行っている。
- ・ 非常災害に関する具体的計画、関係機関への通報及び連絡体制が整備されていない。
- ・ 従業者の勤務体制が不明確。(職種、常勤・非常勤の別、兼務関係が不明確)
- ・ 「夜間及び深夜の時間帯(利用者の活動時間帯以外の時間帯)」を定めていない又は不適切な時間帯で設定している。
- ・ 個人情報(写真)の掲示や利用について同意を得ていない。
- ・ 記録の月日誤り、修正液や修正テープでの修正、鉛筆書きでの記載。
- ・ パンフレットの利用料金が記載不足、不適切な用語(痴呆)を使用。
- ・ 身体拘束に関する記録が不十分。(切迫性、非代替性、一時性の要件が十分に検討されていない)
- ・ 褥瘡の発生を予防するための体制が不十分。
- ・ 運営推進会議に報告するサービス提供回数等が不十分。(小規模多機能型居宅介護)
- ・ 訪問、通い及び宿泊サービスそれぞれの営業時間を定めていない。(小規模多機能型居宅介護)
- ・ 宿直者の勤務状況が勤務表上不明、宿直者との連絡体制が不明。(小規模多機能型居宅介護)

<介護報酬基準に関する指摘事項>

- ・ サービス提供体制強化加算の算定根拠を示す割合が記録されていない。
- ・ 算定上限を超えて初期加算を算定している。
- ・ 常勤専従の職員配置を要件とする加算にもかかわらず、「専従」で勤務していない。
- ・ 常勤かつ特定の資格を有する者の職員配置を要件とする加算にもかかわらず、勤務実績がない。
- ・ 「重度化した場合に係る指針」を定め、入居の際に説明し同意を得ることが加算算定の要件とされているにもかかわらず、同意を得ていない。
- ・ 利用者の同意を得て医療機関等に情報提供することが加算算定の要件とされているにもかかわらず、同意を得ていない。
- ・ 入浴していないにもかかわらず入浴介助加算を算定している。
- ・ 短期利用の開始に当たって、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めていない。(認知症対応型共同生活介護)
- ・ 外泊中でサービス提供していないにもかかわらず介護報酬を算定している。
- ・ 認知症確認前にサービスを利用している。(認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用含む))
- ・ 認知症を確認できる根拠書類がない。(認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用含む))
- ・ 日割りでの算定日数が登録日数より多い。(小規模多機能型居宅介護)
- ・ 死亡日以降も介護報酬を算定している。(小規模多機能型居宅介護)
- ・ 利用開始日からではなく、登録日から算定している。(小規模多機能型居宅介護)
- ・ 認知症加算の算定で定められた日常生活自立度ランクに該当していないにもかかわらず当該加算を算定している。(小規模多機能型居宅介護)



[トップ](#) > [サービス・手続](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [地域密着型サービス関係\(事業者用\)](#)

地域密着型サービス関係(事業者用)

指導監査関係

- [集団指導資料](#)
- [地域密着型サービス指導・監査関係様式](#)
- [営利法人運営の事業所用 指導・監査様式](#)

基準・通知・Q&A

- [報酬加算・減算適用要件等一覧](#)
- [介護サービス関係Q&A集](#)
- [身体拘束ゼロへの手引き](#)

各種様式関係

- [業務管理体制整備に関する届出様式](#)
- [介護給付費算定に関する届出様式](#)
- [変更・再開・廃止・休止・辞退届出様式](#)
- [事故報告様式](#)
- [自己評価・外部評価等届出書](#)

お問い合わせ先

市民健康部 介護保険課
電話 0178-43-2111 内線572
FAX 0178-47-0732

[Eメールによる問い合わせ](#)

この組織からさがす: [市民健康部/介護保険課](#)

登録日: 2009年6月5日 / 更新日: 2010年6月10日

Copyright © City of HACHINOHE. All Rights Reserved.



[トップ](#) > [サービス・手続](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [変更・再開・廃止・休止・辞退届出様式](#)

変更・再開・廃止・休止・辞退届出様式

指定地域密着型サービス事業者は介護保険法で定めるところにより以下の場合に届出が必要になります。

届出事由	期限	様式名
変更	変更後10日以内	変更届出書 [42KB docファイル] (主な添付書類) [12KB pdfファイル]
再開	再開後10日以内	廃止・休止・再開届出書 [35KB docファイル]
廃止・休止	廃止・休止・辞退する日の1月前まで	指定辞退届出書 [29KB docファイル]
辞退 (地域密着型介護老人福祉施設に限る)		

介護保険法に基づき、事業の休止・廃止時又は指定辞退時の利用者に対して、事業者には継続的なサービス提供のための便宜提供が義務付けられています。(他事業所の紹介や介護支援専門員・他事業者との連絡調整等)

[メールによる問い合わせ](#)

この組織からさがす: [市民健康部/介護保険課](#)

登録日: 2010年2月5日 / 更新日: 2010年2月8日

Copyright © City of HACHINOHE. All Rights Reserved.

変更届出書の主な添付書類

No.	変更があった事項	添付書類等
1	事業所（施設）の名称	法人の定款（※）、運営規程、重要事項説明書 ※事業所等の名称が定款で定められている場合
2	事業所（施設）の所在地・電話番号・FAX番号	所在地：法人の定款（※）、運営規程、重要事項説明書（建物が自己所有でない場合は賃貸借契約書の写し） 電話番号・FAX番号：運営規程、重要事項説明書 ※事業所等の所在地が定款で定められている場合
3	事業者の名称、主たる事務所の所在地	法人の定款又は登記簿の写し
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	法人の登記簿の写し、代表者（開設者）の経歴書、誓約書（介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書）
5	役員の氏名、生年月日及び住所	役員名簿、誓約書（介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書）
6	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等の写し
7	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	建物の平面図（建物が自己所有でない場合は賃貸借契約書の写し）
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	管理者の経歴書、各種資格・研修要件に関する修了証書、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（変更後の月のもの）
9	事業所（施設）の介護支援専門員・計画作成担当者の氏名及びその登録番号	各種資格・研修要件に関する修了証書、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（変更後の月のもの）
10	運営規程	運営規程、重要事項説明書
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関との契約書等の写し
12	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制の概要がわかる資料
13	併設施設の状況等	併設施設の状況がわかる資料

※1…添付書類の様式が必要な場合はご連絡ください。

※2…事前相談が必要なもの等は掲載していないので、その場合はご連絡ください。